

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和元年6月20日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800611号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900019号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年3月1日から平成29年4月1日に訂正し、平成28年3月から平成29年3月までの標準報酬月額については、平成28年3月から同年8月までは15万円、同年9月から平成29年3月までは28万円とすることが必要である。

平成28年3月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年3月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成28年9月1日から平成29年4月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :
- 2 請求内容の要旨  
請求期間 : ① 平成26年12月1日から平成27年6月1日まで  
② 平成28年3月1日から平成29年4月19日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格取得日が平成27年6月1日、被保険者資格喪失日が平成28年3月1日となっているが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を平成26年12月1日、被保険者資格喪失日を平成29年4月19日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、平成28年3月1日から同年9月1日までの期間については、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日(平成30年10月19日。以下「訂正請求書受付日」という。)において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法が適用される期間であるところ、請求者から提出された給料明細書及びB税務署から提出された給与所得の源泉徴収票等から判断すると、請求者が、当該期間もA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成28年3月から同年8月までの標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに請求者に係る平成28年2月の厚生年金保険の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成28年3月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に破産している上、同社の

元事業主から回答がないものの、年金事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載された請求者の資格喪失年月日が平成 28 年 3 月 1 日となっていることから、同日を資格喪失年月日とする当該届が事業主から提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合若しくは調定取消した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日までの期間については、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、前述の給料明細書及び給与所得の源泉徴収票等から判断すると、請求者が、当該期間も A 社に勤務し、同社から給与の支払いを受けていたことが認められる。

したがって、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 29 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、平成 28 年 9 月から平成 29 年 3 月までの標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる報酬月額から、28 万円とすることが妥当である。

- 3 請求期間②のうち、平成 29 年 4 月 1 日から同年 4 月 19 日までの期間については、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、前述の給与所得の源泉徴収票に記載されている請求者の A 社における退職日は平成 29 年 3 月 31 日であることから、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことをうかがうことができない。

このほか、請求者が平成 29 年 4 月 1 日から同年 4 月 19 日までの期間において、A 社に勤務していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、平成 29 年 4 月 1 日から同年 4 月 19 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 4 請求期間①については、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法が適用される期間であるところ、前述の給料明細書、給与所得の源泉徴収票及び請求者から提出された預金通帳から判断すると、請求者が、期間は特定できないものの請求期間①の一部期間について、A 社から給与の支払いを受けていたことがうかがえる。

しかし、C 市から提出された平成 27 年度市民税・住民税非課税証明書に記載されている社会保険料控除額からは、請求者が、請求期間①のうち平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことはうかがえない上、前述の給与所得の源泉徴収票により確認できる平成 27 年分の社会保険料控除額（年額）は、前述の給料明細書により確認できる平成 27 年 7 月分から同年 12 月分までの厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致していることから、請求者が、請求期間①のうち平成 27 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800675号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900020号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年5月1日、喪失年月日を平成28年9月21日とし、平成27年5月から平成28年8月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成27年5月1日から平成28年9月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年5月1日から平成28年9月21日まで

請求期間においてA社に在籍したが、厚生年金保険の記録では、当該期間における被保険者記録がない。

A社に入社した当初から厚生年金保険被保険者資格を取得すべきであったと考えているため、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社の回答、同社から提出された請求者に係る出勤簿、運転者台帳及び退職届並びに日本年金機構の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に在籍し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことが認められる。

一方、A社は、請求期間について、「請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていない。また、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答しているところ、同社から提出された平成27年度の賃金台帳及び源泉徴収簿を見ると、請求者は、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社における厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年5月1日、喪失年月日を平成28年9月21日とし、平成27年5月から平成28年8月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、30万円とすることが必要である。

ただし、当該訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。